

風営法の許可基準に「労働基準法の条項を遵守すること」を盛り込むことについて

(答)

- 1 風営適正化法では、労働基準法違反を含め、法令に違反した場合における営業停止等について規定されており、同規定に基づく処分等を実施しているところです。
- 2 ここ5年間で、労働基準法違反による風俗営業店や風俗営業店以外の飲食店に対する行政処分は、営業停止処分が5件で、違反内容は、18歳未満の者を午後10時から午前5時までの間に使用した「年少者使用」が4件、18歳未満の者を危険有害な業務に就かせた「危険有害業務への就労制限」が1件です。
- 3 なお、昨年12月、都道府県警察に対し、労働局との連携について通達しております。